



鳥取県公報

令和5年12月15日（金）
号外第95号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定（586）（水産振興課）・・・2

告 示

鳥取県告示第586号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定に基づき、漁獲共済に係る区域及び区分を次のとおり定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により告示し、令和5年12月8日から適用する。

平成9年鳥取県告示第647号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）は、令和5年12月7日限りで廃止する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区の名称	区 域	区 分
鳥取東部加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧東漁業協同組合の区域、旧浦富漁業協同組合の区域、旧網代港漁業協同組合の区域、旧福部村漁業協同組合の区域及び旧賀露漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業（沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）を除く。）
田後加入区	田後漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1に掲げる漁業以外の漁業
鳥取網代加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧網代港漁業協同組合の区域	沖合底びき網漁業
鳥取賀露加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧賀露漁業協同組合の区域	”
鳥取酒津加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧酒津漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取浜村加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧浜村漁業協同組合の区域	”
鳥取夏泊加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧夏泊漁業協同組合の区域	”
鳥取青谷加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧青谷漁業協同組合の区域	”
鳥取泊加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧泊村漁業協同組合の区域	”
赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合の区域	”
鳥取中山加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧中山漁業協同組合の区域	”
鳥取御来屋加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧御来屋漁業協同組合の区域	”
鳥取淀江加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧淀江漁業協同組合の区域	”
米子加入区	米子市漁業協同組合の区域	”
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧境港市漁業協同組合の区域	1 中型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であつ

		<p>て使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。 以下同じ。)</p>
		<p>2 中型いか釣り漁業及びその他釣り漁業（釣りによっていか以外のものを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。）を併せて行う漁業</p>
		<p>3 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）</p>
		<p>4 境港沖合いか釣り漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業</p>
		<p>5 かが網漁業（かが網を使用してべにずわいがにを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。）</p>
		<p>6 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5に掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業</p>
		<p>7 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から6に掲げる漁業以外の漁業</p>